

誇りある人生に、 この医療保険を

マニユライフ生命のこだわり医療保険 with PRIDE



商品パンフレット

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

重要事項のお知らせ(契約概要／注意喚起情報)

ご契約のしおり／約款

※契約者が法人となる場合は、次の資料もご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

くわしくは、生命保険募集人にご相談ください。

マニユライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。募集人の権限等の確認は、マニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

マニユライフ生命保険株式会社

●担当は

コールセンター **0120-063-730**

受付時間 9:00～17:00(土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp



タバコを吸わない方の
保険料率があります！



入院、手術、放射線治療から骨髄移植や骨髄ドナー、集中治療まで カバー、充実した保障を備えた医療保険です。

保障の概要	給付金	お支払額			お支払限度	お支払事由
		入院給付金日額5,000円の場合	入院給付金日額10,000円の場合	入院給付金日額20,000円の場合		
入院 ● 日帰り入院から保障します。 ● 入院給付金日額や1入院の支払限度日数をお選びいただけます。	疾病入院給付金 災害入院給付金	1日あたり 5,000円	1日あたり 10,000円	1日あたり 20,000円	1入院での支払限度日数 30日・60日・120日 より選択 (通算支払限度:1,000日)	● 疾病入院給付金: 病気の治療を目的として1日以上入院したとき ● 災害入院給付金: 不慮の事故による傷害の治療を目的として1日以上入院したとき
手術 ● 約1,000種類の手術が対象となります。 ● 外来で受けた手術も保障します。 ● 入院中の手術は[入院給付金日額×20]、外来での手術は[入院給付金日額×10]を手術給付金としてお支払いします。	手術給付金	入院中の手術 1回につき 10万円	入院中の手術 1回につき 20万円	入院中の手術 1回につき 40万円	回数無制限	公的医療保険制度の対象となる 所定の手術を受けたとき
		外来での手術 1回につき 5万円	外来での手術 1回につき 10万円	外来での手術 1回につき 20万円		
放射線治療 ● 60日に1回を限度に、放射線治療給付金をお支払いします。 ● 放射線治療給付金は[入院給付金日額×20]です。 ● 総線量(グレイ数)による制限はありません。	放射線治療給付金	1回につき 10万円	1回につき 20万円	1回につき 40万円	60日に1回	公的医療保険制度の対象となる 所定の放射線治療を受けたとき
骨髄 ● 被保険者が骨髄の提供を受けたとき、骨髄移植給付金をお支払いします。 ● 被保険者が骨髄の提供をしたとき、骨髄ドナー給付金をお支払いします。 ● どちらの給付金も[入院給付金日額×20]です。	骨髄移植給付金	1回につき 10万円	1回につき 20万円	1回につき 40万円	回数無制限	公的医療保険制度の対象となる 所定の骨髄移植術を受けたとき
	骨髄ドナー給付金	1回につき 10万円	1回につき 20万円	1回につき 40万円	回数無制限	骨髄ドナーとして所定の骨髄幹細胞の採取術を受けたとき(ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に限りします。) → 参照 骨髄ドナー給付金の保障の開始について、くわしくはP.10をご覧ください。
集中治療 ● 入院給付金が支払われる入院中に集中治療室(ICU)管理を受けたとき、集中治療給付金をお支払いします。 ● 集中治療給付金は[入院給付金日額×20]です。	集中治療給付金	1入院ごとに 10万円	1入院ごとに 20万円	1入院ごとに 40万円	1入院に1回	公的医療保険制度の対象となる 所定の集中治療室管理を受けたとき

一生
涯
保
障

疾病入院給付金・災害入院給付金について

「入院給付金日額」をお選びいただけます。

- 「入院給付金日額」とは、入院した場合、入院1日につき支払われる入院給付金の金額です。5,000円から20,000円(1,000円単位)の範囲で設定いただけます。
- ※ 契約年齢により、ご指定いただける金額は異なります。
- 「入院給付金日額」の金額が、主契約の他の給付金、および入院見舞給付金(入院見舞給付特約)、健康運動型生存給付金(生存給付特約)の基準となります。

「支払限度日数」をお選びいただけます。

- 「支払限度日数」とは、入院した場合、1回の入院で入院給付金が支払われる日数の限度で30日・60日・120日のいずれかをお選びいただけます。
- 「七大生活習慣病無制限特約」や「メンタル疾患延長特約」を付加した場合、1回の入院の「支払限度日数」を超えて、各特約に定める特定の疾病による入院をした場合については、支払限度日数を超えて疾病入院給付金が支払われます。
- 参照 くわしくはP.5、P.7をご覧ください。

本商品パンフレットでは右記のように特約の正式名称を略称におきかえて説明しています。

→ 参照 各特約の詳細については、**P.5以降**をご覧ください。

※この商品には、右記の特約の他に次の特約を付加できます。

- リビング・ニーズ特約(終身保険特約を付加した場合にのみ付加できます。)
- 指定代理請求特約

正式名称	略称
● 無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)	七大生活習慣病入院特約
● 七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)	七大生活習慣病無制限特約
● 無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)	継続年金付三大疾病保障特約
● 三大疾病保険料払込免除特約(16)	三大疾病保険料払込免除特約
● 無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)	女性疾病入院特約
● 無配当無解約返戻金型先進医療特約(16)	先進医療特約
● メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)	メンタル疾患延長特約
● 無配当無解約返戻金型特定在宅治療支援特約(16)	在宅治療特約
● 無配当無解約返戻金型入院見舞給付特約(16)	入院見舞給付特約
● 無配当無解約返戻金型通院特約(16)	通院特約
● 無配当無解約返戻金型健康運動型生存給付特約(16)	生存給付特約
● 無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)	終身保険特約

重大な疾病などを保障する特約

 マークがついている特約は非喫煙者保険料率の適用が可能です。

七大生活習慣病を保障する特約

〈保障の対象となる七大生活習慣病〉

ガン(上皮内新生物を含む)

心疾患

脳血管疾患

高血圧性疾患

糖尿病

肝疾患

腎疾患

✓ 七大生活習慣病入院特約



一生涯保障

七大生活習慣病で入院したとき、主契約の入院給付金に上乗せして給付金をお支払いします。

給付金	七大生活習慣病入院給付金日額 1万円の場合のお支払額	お支払限度	お支払事由
七大生活習慣病 入院給付金	1日あたり 1万円 七大生活習慣病入院給付金日額×入院日数	支払限度日数: 主契約と同じ (通算1,000日限度)	対象となる七大生活習慣病を原因として1日以上入院したとき

✓ 七大生活習慣病無制限特約

一生涯保障

入院が長引くことがあるガンや糖尿病などの七大生活習慣病による入院。
この特約を付加いただくことにより入院日数分の給付金が支払われるので、入院が長引いても安心です。

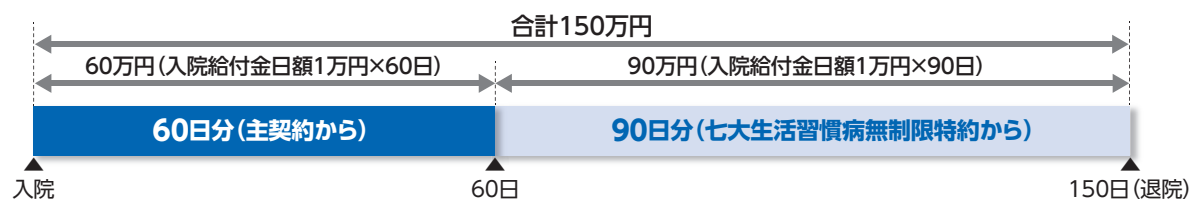
七大生活習慣病 無制限特約	主契約の疾病入院給付金の1入院での支払限度日数(30日・60日・120日のいずれか)、または通算支払限度(1,000日)に到達した日の翌日以後に、対象となる七大生活習慣病を直接の原因として入院したとき、疾病入院給付金の支払日数を無制限にします。
------------------	--

入院給付金のお支払い例

脳血管疾患で継続して150日間入院したとき

- 主契約の入院給付金日額1万円、1入院あたりの支払限度日数60日の場合

〈七大生活習慣病無制限特約を付加した場合〉



〈七大生活習慣病無制限特約を付加していない場合〉



他の特約と同時付加の場合

- 「七大生活習慣病無制限特約」と「七大生活習慣病入院特約」を併せて付加している場合、「七大生活習慣病入院給付金」の支払日数も無制限となります。
- 「七大生活習慣病無制限特約」と「女性疾病入院特約」を併せて付加している場合、七大生活習慣病かつ女性特定疾病に該当する疾病による入院をしたとき、その入院で支払われる「女性疾病入院給付金」の支払日数も無制限となります。

三大疾病を保障する特約

〈保障の対象となる三大疾病〉

ガン(悪性新生物)*1

急性心筋梗塞

脳卒中

このページに記載の「三大疾病で所定の状態になったとき」とは、以下の[A]または[B]に該当することをいいます。

[A] ガン責任開始日*2以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと診断確定されたとき

[B] 責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、それらの治療のために以下のいずれかに該当したとき

① 継続して20日以上入院をしたとき

② 開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術、血管・バスケットカテーテル手術のいずれかの手術を受けたとき

*1 「上皮内ガン」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」を除きます。

*2 「ガン責任開始日」とは、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目をいいます。

✓ 継続年金付三大疾病保障特約

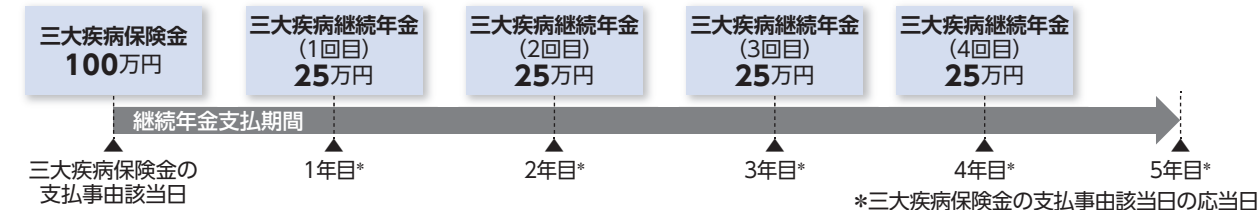


一生涯保障

三大疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)を一時金と年金で保障。リハビリや後遺症などの療養の備えとして活用できます。

保険金等	三大疾病保険金額100万円の場合のお支払額	お支払事由
三大疾病保険金	1回のみ 100万円	三大疾病で所定の状態になったとき
三大疾病継続年金	1回につき 25万円 最大4回 三大疾病保険金額の25%	次のすべてを満たしたとき (1) 三大疾病保険金が出たこと (2) 継続年金支払期間中の、三大疾病保険金の支払事由が該当日の年単位の該当日に生存していること

〈「三大疾病保険金」および「三大疾病継続年金」のお支払いイメージ(三大疾病保険金額が100万円の場合)〉



三大疾病保険金の支払事由が該当日より前に、上皮内新生物(「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」を含む)と診断された場合は一時金をお支払いします。

保険金	三大疾病保険金額100万円の場合のお支払額	お支払事由
上皮内新生物 診断保険金	1回のみ 50万円 三大疾病保険金額の50%	ガン責任開始日以後かつ三大疾病保険金の支払事由が該当日の前までの間に、ガン責任開始日前を含めて初めて所定の上皮内新生物に罹患したと診断確定されたとき

✓ 三大疾病保険料払込免除特約

保険料払込期間中保障

三大疾病になったとき家計の負担を軽減することで、安心して治療に専念できる環境をつくれます。

三大疾病保険料払込免除特約

三大疾病で所定の状態になったとき、以後の保険料の払込みが不要になります。

→ 参照 「三大疾病保険料払込免除特約」のあり・なしにかかわらず、「疾病・不慮の事故などが原因で所定の高度障害状態・身体障害状態に該当された場合」には保険料の払込みを免除する機能があります。くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」をご覧ください。

女性特有の病気を保障する特約

✓ 女性疾病入院特約

一生涯保障

女性特有の病気で入院したとき、主契約の入院給付金に上乗せして給付金をお支払いします。

給付金	女性疾病入院給付金額1万円の場合のお支払額	お支払限度	お支払事由
女性疾病 入院給付金	1日あたり 1万円 女性疾病入院給付金額×入院日数	支払限度日数: 主契約と同じ (通算1,000日限度)	所定の女性特定疾病を直接の原因とする入院をしたとき

→ 参照 くわしくはP.10をご覧ください。

特定の治療や疾病を保障する特約

✓ 先進医療特約

10年更新(最長90歳まで更新可)

高額な自己負担が必要なこともある先進医療の技術料を手厚くカバーします。

給付金	お支払額	お支払限度	お支払事由
先進医療給付金	先進医療にかかる技術料相当額	通算2,000万円限度	厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けたとき
先進医療見舞給付金	療養1回につき 5万円 一律	—	

【先進医療について】

- 先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)をいいます。高い治療効果が期待できる一方で、その技術料には健康保険が適用されないで、患者にとって重い費用負担が生じることもあります。
- 対象となる先進医療は適宜変更され、受療時に先進医療の対象となっていた医療技術がお支払いの対象となります。なお、先進医療については、厚生労働省のホームページで逐次ご確認ください。
- 先進医療の一覧に記載の医療技術による治療を受けても、治療方法や症例によっては、先進医療による治療に該当しないこともあります。治療を受けられる前に主治医に必ずご確認ください。

費用の一例 > 重粒子線治療 …… **3,144,880円**
陽子線治療 …… **2,679,335円**
[出典]厚生労働省「第138回先進医療会議(令和6年12月)資料」

→ 参照 先進医療の技術料相当額を医療機関に直接支払う「先進医療ダイレクト支払い」もご利用いただけます。くわしくは**P.10**をご覧ください。

✓ メンタル疾患延長特約

一生涯保障

入院期間が長期化することもある「こころの病気」に対応します。

〈保障の対象となるこころの病気の例〉

統合失調症 気分障害 神経症性障害 摂食障害 など

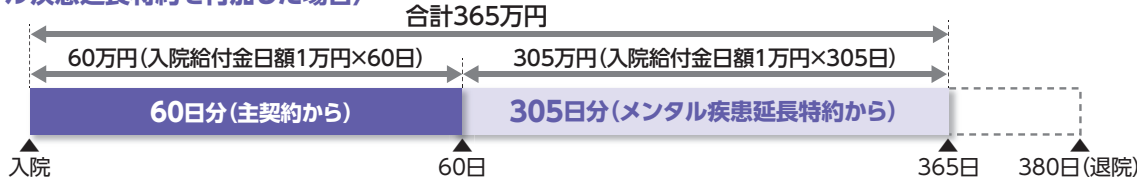
メンタル疾患延長特約	主契約の疾病入院給付金の1入院での支払限度日数に到達した日の翌日以後に、所定のメンタル疾患で入院したとき、主契約の支払限度日数と合算して365日まで疾病入院給付金の支払日数を延長します。
------------	---

入院給付金のお支払い例

所定のメンタル疾患で継続して380日間入院したとき

- 主契約の入院給付金日額1万円、1入院あたりの支払限度日数60日の場合

〈メンタル疾患延長特約を付加した場合〉



〈メンタル疾患延長特約を付加していない場合〉



✓ 在宅治療特約

10年更新(最長90歳まで更新可)

在宅での自己注射や酸素療法などの治療に対して毎月給付金をお支払いします。

給付金	お支払額	お支払限度	お支払事由
特定在宅治療支援給付金	指導管理を受けた月ごとに 3万円 一律	60回限度	病院または診療所以外の場所における所定の自己注射療法、人工透析療法および酸素療法の治療に必要な医師の指導管理を受けたとき

その他の特約

🚫 マークがついている特約は非喫煙者保険料率の適用が可能です。

✓ 入院見舞給付特約

🚫 一生涯保障

入院されたときにお見舞金をお支払い。なにかとお金のかかる入院時の諸費用にあてられます。

給付金	入院給付金日額1万円の場合のお支払額	お支払事由
入院見舞給付金	入院1回につき 5万円 主契約の入院給付金日額×5	主契約の入院給付金支払われる1日以上入院をしたとき

✓ 通院特約

🚫 一生涯保障

病気やケガでの退院後の通院に対して、給付金をお支払い。通院時の交通費などにあてられます。

給付金	通院給付金日額3,000円の場合のお支払額	お支払限度	お支払事由
通院給付金	1日あたり 3,000円 通院給付金日額×通院日数	1入院あたり30日限度(通算1,000日限度)	主契約の入院給付金支払われる入院をし、退院後180日以内に同じ疾病・ケガで通院したとき

✓ 生存給付特約

🚫 保険料払込期間中保障

保険料払込期間満了まで対象期間ごとに給付金をお支払いします。

給付金	入院給付金日額1万円の場合のお支払額	お支払事由	受取人
健康連動型生存給付金	対象期間*1ごとに 最大10万円 ※「主契約の入院給付金日額×5」と「主契約の入院給付金日額×5－(対象期間中に支払事由が生じた主契約の各給付金の支払額の合計)」の合計額(対象期間が5年未満の場合は異なります。*)	被保険者が対象期間満了時に生存しているとき	契約者

*1 保険料払込期間中の契約日(契約日は責任開始日の属する月の翌月1日となります。ただし、契約者からのお申出があったときは、責任開始日を契約日とします。)または5年ごとの契約応当日からその日を含めて5年間のそれぞれの期間(保険料払込期間満了時が直前の給付から5年未満の場合を含みます。)

*2 対象期間が5年未満の場合について、くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

✓ 終身保険特約

🚫 一生涯保障

一生涯の死亡・高度障害の保障を確保することができます。

保険金	保険金額100万円の場合のお支払額	お支払事由	受取人
死亡保険金	100万円	被保険者が死亡したとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金		被保険者が所定の高度障害状態に該当したとき	被保険者

アフターサービス

ティーベック(株)が提供するサービス

無料の付帯サービス \ ところとからだの健康サポート /

メディカルリリーフプラス

(対象:被保険者とそのご家族)

メディカルほっとコール24

24時間・年中無休で、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の幅広いご相談に応じます。

- 24時間電話健康相談サービス
- 専門医による電話相談(予約制)

(対象:被保険者)

メディカルソムリエ

医師や医療機関との提携ネットワークを活用し、お客さまの状況に合わせた選択肢を提案します。

- セカンドオピニオン手配サービス
- 受診手配サービス
- 「ドクターが薦める専門医」情報提供サービス

※このサービスは、ティーベック株式会社が提供します。

※各サービスには諸条件があります。

電話以外に、オンラインでサービスを利用できるWebサイトがあります。
くわしくは、マニュアル生命ホームページ、または契約後、保険証券に同封のチラシもしくはマイページをご覧ください。

マニュアル生命が提供するサービス

マイページ
mypage.manulife.co.jp

- 契約内容のご照会
- 住所・電話番号の変更、振替口座の変更等、各種手続き
- 控除証明書の電子データ等のダウンロード
- チャットのご利用 等

コールセンター
0120-063-730 受付時間9:00～17:00
(土日祝・12/31～1/3は除く)

- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種手続きのご案内
- 各種手続き書類のご請求 等

ご登録はこちら



ご確認ください。

契約年齢・保険料払込期間(主契約)

保険料払込期間		契約年齢(満年齢)	
		標準保険料率	非喫煙者保険料率
短期払	10年	0～60歳	20～60歳
	60歳満了	0～45歳	20～45歳
	65歳満了	0～50歳	20～50歳
	70歳満了	0～55歳	20～55歳
終身払	終身	0～70歳	20～70歳

※0歳は、生後14日経過後

保険期間

終身

※生存給付特約および三大疾病保険料払込免除特約：
保険料払込期間満了まで(終身払は終身保障)

※先進医療特約および在宅治療特約：
10年更新(最長90歳まで更新可)

保険料の払込みの免除

被保険者が責任開始期以後の保険料払込期間中に、疾病・不慮の事故などにより所定の高度障害状態・身体障害状態に該当された場合、以後の保険料の払込みを免除します。

➔ 参照 三大疾病保険料払込免除特約を付加する場合は、**P.6**をご覧ください。

解約返戻金

●主契約について

【短期払】保険料払込期間中は解約返戻金がありませんが、保険料払込期間満了後かつ保険料の払込みが終了している場合には、入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。

【終身払】解約返戻金はありません。

●特約について

終身保険特約を除き、保険料払込期間中および保険料払込期間満了後の保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※終身保険特約は、低解約返戻金型ではない特約として計算した場合に比べ、保険料払込期間中は解約返戻金が低く抑えられています。

クーリング・オフ

この商品をご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

配当金

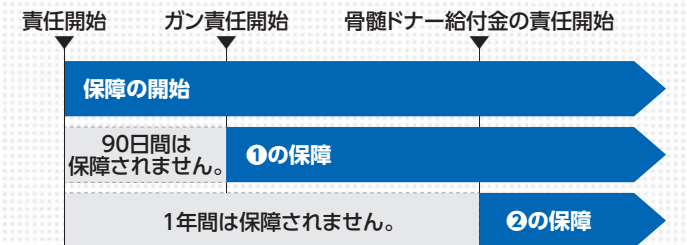
この保険には配当金はありません。

保障の開始(責任開始期)

第1回保険料の領収または告知のいずれか遅い時から保障を開始します(責任開始期)。ただし、**①②**の場合は、保障開始の時期が異なり、保障されない期間があります。

① 継続年金付三大疾病保障特約および三大疾病保険料払込免除特約のガンに関する保障は、責任開始期の属する日からその日を含めて**91日目**から保障を開始します(ガン責任開始日)。

② 主契約の骨髄ドナー給付金の保障は、責任開始期の属する日からその日を含めて**1年を経過した日の翌日**から保障を開始します。



女性疾病入院特約の対象となる主な女性特定疾病

悪性新生物	乳房の悪性新生物、女性生殖器の悪性新生物、甲状腺の悪性新生物など
上皮内新生物	乳房の上皮内ガン、女性生殖器の上皮内ガンなど
良性新生物	乳房の良性新生物、子宮平滑筋腫、甲状腺の良性新生物など
内分泌、栄養および代謝疾患	甲状腺障害、卵巣機能障害など
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害	鉄欠乏性貧血
循環器系の疾患	慢性リウマチ性心疾患、外陰静脈瘤、低血圧(症)など
腎尿路生殖器系の疾患	膀胱炎など
妊娠、分娩および産褥	流産に終わった妊娠、多胎分娩、帝王切開による単胎分娩、分娩の合併症など
筋骨格系および結合組織の疾患	血清反応陽性関節リウマチ、その他の関節リウマチなど

「先進医療ダイレクト支払い」について

一定の条件を満たす場合、マニュアル生命から医療機関に、先進医療にかかる技術料相当額を直接お支払いするサービスです。このサービスをご利用いただければ、高額になることもある先進医療の技術料を、ご自身で準備する必要がなくなります。

※ご利用には事前のお手続きが必要となります。

※医療機関からの同意が得られなかった場合などは、このサービスをご利用いただけません。